



### 滞納整理を実施しています

納付された方との公平性を維持し、市政や事業を支える財源を確保するため、滞納解消に向けた徴収強化に取り組んでいます。

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料・保育料・学童クラブ育成料の滞納などは、各担当課で徴収業務を行っていますが、一定の条件を満たすものは、納税課権回収対策担当へ徴収業務を引き継ぎ、預金や不動産など財産の差し押さえなどを強化し債権の確保に努めています。

納付にお困りの事情のある場合は、早急に各担当課までご相談ください。

◆納税課 ☎ (042-460-9834)

## 福祉

### 介護保険料納入通知書を送付

65歳以上の方(第1号被保険者)の平成26年度介護保険料納入通知書を7月16日(水)に発送します。この通知書は、満70歳以上の方のシルバーパス購入の際、所得確認書類として利用できる場合がありますので、必要な方は大切に保管してください。なお、納入通知書は再発行できませんのでご注意ください。

#### ◆年金から納付している方へ

年金から介護保険料を納付している方には、納入通知書を**明るい黄緑色(もえぎ色)**の封筒でお送りします(今年度より**圧着封筒から変更**)。

#### ◆納付書をお送りする方へ

お送りする納付書は、コンビニエンスストアでの納付およびペイジーによる納付が可能です。口座振替をご希望の方は、同封の口座振替依頼書に必要事項を記入し、届出印を押印のうえ、市指定の金融

機関・郵便局(ゆうちょ銀行)でお申し込みください。なお、郵便局(ゆうちょ銀行)でお申し込みの際は、貯金通帳が必要となります。

詳細は納付書に同封の「口座振替のご案内」をご確認ください。

#### ◆介護保険制度にご理解とご協力を

介護保険は法律の規定により3年ごとに計画の見直しを行います。今年度は見直し後3年目に当たりますので基準額などの変更はありません。介護保険は高齢者の暮らしを社会みんなで支える仕組みです。介護が必要になったときに、安心して介護サービスを利用するために、介護保険料の納付にご協力ください。

◆高齢者支援課 ☎ (042-438-4031)

### 介護保険訪問看護利用者負担軽減認定の申請

市独自の制度として、所得の低い方を対象に、介護保険訪問看護利用者負担軽減を実施しています。対象のサービスは訪問看護で、自己負担額(1割)の25%が軽減されます。

7月1日(火)から、平成26年度の介護保険訪問看護利用者負担軽減認定申請の受け付けを開始しますので、認定を希望する方は、必要書類を添えて高齢者支援課へ申請してください(収入、預貯金などに一定の要件がありますので、事前にお問い合わせください)。

□必要なもの ①介護保険訪問看護利用者負担軽減対象認定申請書 ②収入および預貯金申告書(世帯全員の預貯金通帳のコピーを添付) ③資産および扶養の有無に関する申告書

◆高齢者支援課 ☎ (042-438-4030)

## 臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金

7月28日(月)より申請書の受け付けを開始します。

#### ◆臨時福祉給付金

☎平成26年1月1日現在、西東京市に住民登録があり、26年度(25年中)の市民税(均等割)が課税されていない方 ※均等割が課税されている方の扶養親族、生活保護を受けている方などは支給対象になりません。

□支給額 1人につき1万円

※高齢基礎年金、障害基礎年金、児童扶養手当などを受給している方は1人につき5,000円加算

※臨時福祉給付金の申請書は7月末以降に支給対象と思われる方に順次郵送予定

#### ◆子育て世帯臨時特例給付金

☎平成26年1月1日現在、西東京市に住民登録があり、26年1月分の児童手当(特例給付を含む)を受給し、25年中の所得が児童手当の所得制限限度額未満の方 ※別表参照

※臨時福祉給付金の支給対象となる方、生活保護を受けている方などは支給対象になりません。

□支給額 対象児童1人につき1万円 ※子育て世帯臨時特例給付金の申請書は26年1月分の児童手当を受給している方に7月末以降に順次郵送予定

※市内在住の公務員の方で26年1月分の児童手当を受給している方には勤

務先から申請書と児童手当受給証明書が交付されるため、申請書は郵送されません。

#### ■児童手当所得制限限度額

扶養親族などの人数	所得制限限度額
0人	622万円
1人	660万円
2人	698万円
3人	736万円
4人	774万円
5人以上	1人につき38万円加算

#### □申請書の受付期間

田無庁舎：7月28日(月)～12月26日(金)  
保谷庁舎：7月28日(月)～8月29日(金)  
受付時間：いずれも平日午前8時30分～午後5時

#### ◆振り込め詐欺に注意!!

給付金を装った「振り込め詐欺」「個人情報の詐欺」にご注意ください。

申請内容に不明な点があった場合は、市からお問い合わせをすることもありますが、ATM(現金自動預払機)の操作や支給のための手数料などの振り込みをお願いすることは絶対にありません。

不審な電話がかかってきた場合はすぐに警察へご連絡ください。

◆臨時給付金担当 ☎ (0570-666-635)

### 難病の医療券をお持ちの方へ

平成27年1月1日から難病医療費助成制度が変わります。

#### ◆平成26年9月30日までに有効期限とする医療券をお持ちの方

本年は医療券の有効期限が、9月30日から12月31日に自動的に延長されます(延長期間の医療券は、9月末までに送付されます)。

#### ◆平成27年1月1日以降の新たな制度への申請

申請のご案内・必要書類などは、延長期間の医療券と併せて9月末までに送付されます。

※スモン・劇症肝炎・重症急性膵炎・重症多形滲出性紅斑(急性期)・先天性血液凝固因子欠乏症等・人工透析を必要とする腎不全は例年通りの更新手続きとなります。  
☎東京都福祉保健局保健政策部疾病対策課(03-5320-4004)

◆障害福祉課 ☎ (042-438-4035)

## 暮らし

### 都市計画変更(案)の縦覧

西東京都市計画道路3・4・24号田無駅南口線および交通広場区域の変更案を作成しました。

これに対し、関係住民や利害関係者は意見書を提出することができます。

□縦覧期間 7月1日(火)～15日(火)

□縦覧場所 都市計画課(保谷庁舎5階)

□意見書の提出 提出者の住所・氏名・変更される区域との関係を明記のうえ、表題を「都市計画変更(案)についての意見書」とし、7月1日(火)～15日(火)(必着)までに、〒202-8555市役所都市計画課へ郵送または持参

◆都市計画課 ☎ (042-438-4050)

### わが家の耐震診断をしよう

地震災害に備えるため建物の設計図を基に簡易耐震診断をし、皆さんが抱える問題に対する指導・助言などの無料相談を行います。

時・場 7月12日(土)・田無庁舎1階

8月16日(土)・保谷庁舎1階

※いずれも午前9時30分～午後0時30分(1人40分程度)

対①市内にある一戸建て住宅、2世帯住宅、店舗兼用住宅で階数が地上2階建て以下の木造軸組在来工法による住宅

②自ら所有し居住している住宅

③原則として新耐震設計基準(昭和56年6月1日施行)以前に建築した住宅

定 8人(申込順)

申 各回3日前までに電話で下記へ

□相談員 住みよい町をつくる会に所属する相談員

◆都市計画課 ☎ (042-438-4051)

## 募集

### 高齢者虐待防止連絡会市民委員

□資格・人数 市内在住の介護サービスまたは介護予防サービスを利用している方の家族および市内在住の介護保険の被保険者・2人

□選考方法 「高齢者の虐待について」をテーマとする作文(800字程度) ※審査結果は公表しません。

申 7月16日(火)までに、作文と住所・氏名・生年月日・職業・電話番号・過去に市の審議会などへの参加経験がある場合は活動歴を記載した書類を、高齢者支援課(保谷保健福祉総合センター1階)へ持参

◆高齢者支援課 ☎ (042-438-4029)

## 都市計画の案に関する公聴会を開催

□対象計画案 都市再開発の方針・住宅市街地の開発整備の方針

□対象区域 西東京都市計画区域

□計画案の縦覧・申出書の配布場所

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(都庁第二本庁舎21階北側)、市役所都市計画課(保谷庁舎5階)

□縦覧期間 7月1日(火)～15日(火)

□公述の申出 区域内に在住か計画案に利害関係のある方は、公述ができます(1人10分以内)。公述申出書を7月1日(火)～15日(火)(必着)に、〒163-8001東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課

へ提出してください。 ※申出多数の場合は意見要旨などを考慮し選定。詳細は下記☎をご覧ください。

□公聴会の傍聴

時 ①8月20日(火)午後1時

②8月28日(水)午後1時、7時

場 ①小平市中央公民館(小平市小川町2-1325) ②都庁第二本庁舎 二庁ホール(新宿区西新宿2-8-1)

☎東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(03-5388-3225) ☎http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp

◆都市計画課 ☎ (042-438-4050)

## 暴力団排除活動を推進しましょう

市民や事業者の皆さんが暴力団による不当な要求行為などを受けた場合や知った場合は、市や警察にその情報を提供してください。

#### ◆西東京市暴力団排除条例(平成25年12月1日施行)の基本理念

- ①暴力団と交際しない
- ②暴力団を恐れない
- ③暴力団に資金を提供しない
- ④暴力団を利用しない

安全で安心なまちづくりのために、暴力団排除活動を推進していきましょう。

☎田無警察署(042-467-0110)

◆危機管理室 ☎ (042-438-4010)